

ホッブズ対カント？

国際関係における力と法の関係について

Hobbes gegen Kant ? ; oder Beziehung zwischen Gewalt und Recht
im Bezug auf heutige Weltordnung
(平成 16 年 9 月 受理)

木原 淳* (KIHARA Jun)

Zusammenfassung

Die Arbeit behandelt jenes Buch "Paradise and Power", das von Robert Kagan beschreibt wurde, in Bezug auf die Beziehung zwischen Gewalt und Recht. Nach Kagan entspricht der Gegensatz zwischen Unilateralismus von USA und heutige EU dem Gegensatz zwischen hobbesischen Weltordnungsanschauung und kantische Weltordnungsanschauung, d.h. zwischen Gewalt und (Völker)Recht. Aber auch die USA entwickelt sich als unabhängiger, souveräner und nationaler Staat in der internationale Ordnung. Theoretisch gesagt, Gewalt und Recht wirken gegenseitig. Entweder Gewalt oder Recht kann den Vorrang vor andere haben. Die beide unterstützt miteinander.

1. はじめに

秩序の形成においては、法か、力か、いずれが先行するのか。これは社会哲学一般に共有される論点といえようが、今日の国際環境はこの難問をあらためて想起させる事例に満ちている。

2001 年 9 月 11 日のテロを機縁として、アメリカのブッシュ政権は、国際テロ組織アル・カイダを匿うアフガニスタンへの攻撃を開始し崩壊させ、翌々年にはテロ組織とのつながりや大量破壊兵器開発を疑われたイラクが攻撃対象となる、いわゆるイラク戦争が開始された。周知の通り、イラク攻撃の大義は国際的には強い疑念の対象となり、米国の性急かつ強引な姿勢は独・仏を中心とする西欧諸国による激しい批判にさらされた。第一次・第二次大戦、さらに冷戦の中で、米国と西欧は強い結束を保ち、国際社会における秩序の担い手として振舞ってきたが、その意味で 9.11 以降の両者の関係は、国際政治史の中でも注目されるべき事態である。

しかしそれ以上に、この問題は国際秩序や国際法の在り方をめぐる深刻な理念上の対立を惹起させて

いる。9.11 テロ以降のアメリカの姿勢は、第一次大戦以来、紆余曲折を経つつ継続してきた国際協調や国家連合組織を媒介とする紛争解決を否認する、露骨なリアリズムへの回帰であるかにみえる。独立した主権国家に対し、力を以て自国の要求を強制する内政干渉、またそれが満たされぬときに仮借なく軍事力を行使する姿は「主権国家」を単位とする国際秩序を超える、「帝国」の出現を予感させ、17 世紀以来のウェストファリア体制への根底的な疑問が呈示されているかにみえる。

こうした中で、米国と西欧との思考をより鮮明に際立たせ、ブッシュ・ドクトリンに象徴される単独行動主義を思想的に正当化するものとしてロバート・ケーガン『パラダイスと権力—新世界秩序におけるアメリカとヨーロッパ』²が出版された。ケーガンによればアメリカとヨーロッパはもはや異なる世界に住んでいる。一言でいえば、ヨーロッパは交渉、外交、説得によって事を運ぼうとするカントの『永遠平和論』によって描かれる世界であり、これに対してアメリカは「万人が万人に対して狼」であるホッブズ的世界の中に住んでいる。しかしながらヨー

* 福島工業高等専門学校 一般教科 (いわき市平上荒川字長尾 3 0)

ロッパがこうした理想主義的な世界に安穩としていられるのは、第二次大戦後以来のアメリカによるヨーロッパ駐留であり、ヨーロッパは依然として弱肉強食のジャングルの法則が支配する世界で、アメリカに守られた秩序の中で、理想主義的な平和論を語っているとみる。このような世界認識の違いが生まれてくる理由は、ひとえに力の有無とされる。19世紀の終わりまでヨーロッパ人は力を信奉する植民地主義者であったのに対し、アメリカ建国の父祖たちは通商の平和的性格を説き、交渉によって国際関係を形成していくことを考えていた。しかし20世紀以降、力の逆転が起こり、秩序を担う力を喪失したヨーロッパはかつてのアメリカ人の如く、交渉による平和を説くようになり、逆にアメリカは国際秩序の担い手として、かつてのヨーロッパ人の如く、リアリズムによって世界を眺めるようになったとするのである³。

この立論は正義や理想をも、いわば権力政治の完全な手段とみるもので、これがアメリカの行動すべてを表現しているとは思われないが、ブッシュ政権における外交・軍事政策の中核に位置するケーガンのこうした主張は、とりわけ EU において衝撃をもって受け止められたのである。

このような「力は正義なり」を地でゆく主張は歴史的にみれば、さして珍しいわけではない。十九世紀のイギリスを例に挙げれば、社会ダーウィニズムが隆盛し、資本主義的自由競争の賛歌がみられた。またフランスを破った帝国成立後の19世紀ドイツにおいても、トライチュケやドロイゼンといった「プロイセン学派」の歴史学者によって、権力賛美の「ビスマルク主義⁴」の歴史観が一斉を風靡した。ケーガンの主張は絶頂期を迎える勢力がしばしばはしくも漏らすものともいえよう。

しかし本稿では、アメリカとヨーロッパの狭間にある国際秩序をめぐる世界観的・思想的亀裂というものがある程度のものかを、ケーガンが援用した「ホッブズとカント」という図式を機軸にして考察してみたい。いうまでもなくケーガンの図式とは、単純に弱肉強食のリアリズムをホッブズに代表させ、国際協調による平和という理想主義をカントに代表させているにすぎないもので、両思想の深奥まで反映させたものではない。事実はそのままで単純なものではなく、内政不干渉の原則を破壊してまで「専制」に目くじらを立て、デモクラシーの理想を全地球に及ぼそうとするアメリカはヨーロッパよりもはるかに理想主義的であり、逆に専制国家に対しても（経

済制裁等を通じての非難はするにせよ）力による解決を好まないヨーロッパの姿勢は、宗教戦争をはじめとする世界観闘争回避の知恵を反映させたもので、アメリカよりもはるかにリアリズムに徹しているということも可能である。また「世界政府」や「世界国家」の構想について、カントは明らかにこれを非とするが、ホッブズはそれについては十分に触れていない。ローマ・カトリックという国際主義的組織を「暗黒の王国」と非難したホッブズの立場からすれば、ホッブズ理論は反国際主義だが、この点はジェズイットを軽蔑しきっているカントと変わるところはない。またイラク戦争をめぐるヨーロッパの立場は主権国家の枠を尊重しているかに見えるが、EU という組織自体が国家主権を溶解させているもので、いずれ EU 自体が一つの主権国家単位とみなされる可能性は否定できないにせよ、そもそも拡大 EU とは、きわめて反カントな、反主権の世界国家形成に邁進しているともいえる。

こうした点をみると「主権」という絶対的な観念も、歴史の実態においてはホッブズが方法論として依拠した幾何学的明晰さからは程遠いもので、その概念枠はきわめて流動的な、その時々々の歴史的關係を反映する相対的なものである。「神聖ローマ帝国」は理念としてはローマ的な世界国家だったが、ウェストファリア以後は、「主権国家」の一つにすぎない。だが各領邦にとって帝国は一種の国際法秩序を形成し、帝国の衰退にしたがって領邦の主権が意識されていくようになる。「主権」と「国際秩序」は、明晰な区分の困難なものであり、また重層的な構造を形成している。リアリズムの学者は法を定めるものを「力」とみなすが、リアリズムの政治家は自らの力が上位の法に拘束されることを積極的に表明することで、自らの権力の正当性が承認されることを知っている。国際法は、このような自然法としばしば同一視されてきた。同時に当該の国際法秩序そのものが強制的執行力を蓄えていくことによって、やがてあたかも一つの国家主権の担い手のように変質していくのは EU の例を挙げるまでもない。主権と国際法秩序とは、このように力と法の相互作用性を反映した流動的な関係にあるとすれば、必ずしもこれを一義的に把握することは困難である。その意味でケーガンの意図しないところであったにせよ、ホッブズとカントという機軸は、主権と国際法秩序を考察する上できわめて示唆的といえよう。アメリカの発展史もまた、じつはこうした流動的な関係を如実に反映している。ここでは植民地「帝国」たるイギ

リスから nation state たるアメリカの主権を確立させた一八一二年戦争と、20 世紀以降のアメリカをケースとして対比させ、その後、国際法秩序の中での力と法、主権と法の理念との関係を考察していくことにしよう。

2. 一八一二年戦争のアメリカ

アメリカの独立をめぐる経緯は、わが国でも広く知られているが、一八一二年の米英戦争の要因やその意義について語られることは多くないが、この戦争はアメリカにとっての「第二次独立戦争」とよばれることもあるように、大英「帝国」からのアメリカ領が離脱し、主権国家の形成を国際法的にも再確認したという意義をもっている。

この戦争は様々な局面と複雑な性格をもつものだが、その意義を本稿の観点から述べると、新興国家アメリカにおけるナショナリズムの爆発とナショナルな「物語」の形成、そして合衆国の国際的地位の確定、さらにこれと表裏をなすが、当時の合衆国としては身の丈を超えていた帝国主義的野望の挫折という、三つの点で把握することが可能であろう。

戦争のきっかけは、当時ナポレオンと戦っていたイギリス艦隊による中立の合衆国商船に対する臨検や強制徴募 (Impressment) であった。厭戦気分からアメリカ艦船に逃亡するイギリス兵士が相次ぎ、イギリスは逃亡兵の拘束を目的として頻りにアメリカ商船を臨検したばかりか、この際、多くのアメリカ人乗組員が逃亡兵とみなされてイギリス軍に拘束されるという事件を頻発し、アメリカ国内で大きな問題となっていた。これは単純な人違いによるものもあるにせよ、根底には独立後とはいえ、なおアメリカを独立国家とみなしていないイギリス側の意識が大きく作用していたことも否定しえない。こうした事態の中でフェデラリストの取ってきたこれまで対英宥和策に対し、彼我の戦力の差を顧みずイギリス打倒を主張する War Hawk とよばれる主戦派が台頭し、開戦となる。

この戦争はこの意味で、大英帝国に対する national prestige の確立の戦いであったが、同時に大西洋を支配するイギリスに対する北部貿易商人たちの利権確保、太平洋側での捕鯨利権、またカナダへの膨張を阻もうとするイギリスへの挑戦といった形をとることになったし、また西部への膨張を阻むインディアンと結託したイギリスへの掣肘を目指すものでもあ

った。要するに様々なレベルにおける、従来からの米英の利害対立を必然的に反映するものとなり、こうした背景から戦闘は大西洋ばかりか、太平洋、ミシシッピ河口付近の南部、またインディアン・イギリス連合との北西部での戦闘と大きな広がりを見せ、ワシントン DC も一時イギリスに占領され、大統領官邸の炎上という事態も起こるなど、新生国家アメリカにとって大きな試練となった。

しかしこの過程は nation state たるアメリカの物語を紡ぎ出す上で貴重な体験となった。イギリス軍の迫る中、当時官邸に残されていたマディソン大統領夫人は、脱出の際、パニックに陥ることなくワシントンの肖像を落ち着いて取り外させ、略奪や炎上の事態から、いわば「御真影」を守ったとの美談はこのときのものである。また今日のアメリカ国歌 Star-Spangled Banner が生まれたのもこの時期である。当時イギリス艦船にいたアメリカ人弁護士 Francis Scott Key は、英艦船によるバルティモアの Fort McHenry 攻撃を見守っていたが、英艦船の猛攻を受けながらもついに降伏することなく夜明けを迎え、朝焼けの光の中で翻る星条旗に感銘し、作った詩が今日の国歌の歌詞となっている。またジャクソン指揮のアメリカ軍がニューオーリンズでイギリスに圧勝したことは、交渉妥結後のものであったといえ、国民的英雄を形成する場となった。人気を博したジャクソンは後に大統領となる。

米英戦争はこういった「物語」を形成することでナショナルな主権国家形成の精神的基盤を作り上げ、また 1815 年にガンで締結された講和条約はアメリカ国家の「主権」を法的に再確認した。しかし講和条約は同時にアメリカの無制限な「帝国」的な膨張へのくびきともなった。アメリカは、カナダ地域領有の野望を挫かれ、今日まで続くアメリカ・カナダ国境線が画定されることになった。

このように 1812 年当時の主権国家アメリカは、英「帝国」からの離脱と反抗を求める country's national pride 確保の闘争でもあった。いまだ自国領意識の抜けないイギリスに対し、アメリカは実力で独立した主権国家としての尊厳を獲得し、同時に自らを主権国家を単位とする国際法秩序の中に組み込むことで、自らの安全確保を図ったのである。

3. カント的共同体と国際秩序

イギリスからの独立を再確認した一八一二年戦争

当時のアメリカの振舞いは、この意味でケーガンのいうものとは別の意味で、カント的な主権国家思想の枠内にあることを示している。ケーガンはカントを国際協調による平和主義者ととらえているが、カントの国際秩序思想はこれに尽きるわけではないし、世界政府構想自体をカントは否定している。

まず確認しておくべきことは、カントの構想した「世界公民法」の想定する社会は決して「国境なき」グローバルな社会ではなく、主権をもった諸国家の連合を想定していたことである。「国際法の理念は、互いに独立して隣り合う多くの国家の分離を前提としている」。これは一種の戦争状態だが、それでも「他を制圧して世界王国へと移行していく一大強国のために諸国家が溶解してしまうよりも好ましい⁹」のであり、根底においては主権国家を単位とするウェストファリア体制を大前提としている。世界政府を否定するこの立論はどのような根拠に基づくのか。それは「法律は統治範囲が拡大するにつれてますます威力を喪失し、魂なき専制政治は善の萌芽を根絶やしにした上、最後には無政府状態に墮落するからである⁶」。

この理由はやや唐突な印象を与えるが、世界政府を非とするこの主張は決してカントの構想力の限界とか、歴史的環境に制約されたもの、といった安直な理解を許すものではなく、「法」および「国家」に対するカント独自の理念に結びついているもので、「共和的」な「公民社会」の構想と切り離して考えられない関係にある。すなわち「共和的」とは、その語の構造が示すように、国家が一つの「公共」体であり、特定の個人や機関の私有財産ではないことを意味している。そこからカントは公共体としての国家を、所有に基づく恣意的支配ではなく、客観的法則たる法律によって規律する「法的体制 (gesetzliche Verfassung)」とも言い換えている⁷。国家は私権の対象たる「物」ではなく、むしろ物を所有・管理・処分する精神的な人格性をもつ「権利主体」である⁸。

こうした体制を支える上で求められる国民の資質は、公共への愛という徳である。いかなる特定人の私有財産でもない、公共体としての国家を支える上では、自らの帰属する共同体への愛着と忠誠が不可欠であり、公共性と、共同体への愛とは切り離せない関係にある。恣意的支配による権力の行使を阻止する方策として、すなわち公共体の要件として、カントが立法権と執行権の区分を挙げているのはこの意味である。立法と執行が区分されない体制とは、

同一の人や機関に独占される専制であり、かつ väterlich (父権的) な体制である。専制とは権力の独占的私有の状態と理解されるわけである。逆に立法と執行が分離される体制は、権力が私有されない、つまり公共的な体制であり、これは patriotisch (愛国的) とも言い換えられる⁹。ここからも見て取れるように、愛国的であることと、公共体としての国家 (共和国) と同義の関係にある。

公共体=パトリオティッシュな体制という関係を理解すれば、「法律は統治範囲が拡大するにつれてますます威力を喪失し、魂なき専制政治は善の萌芽を根絶やしにした上、最後には無政府状態に墮落する」という言葉の意味も、より明瞭なものとなってくる。カントは言語や宗教の違いから生まれてくる集団を国家の自然な単位と想定しているが¹⁰、このような制限を認めるのは、言語や宗教を異にし、自分とは余りに縁遠い者によって支配される体制の中で生きる人々に、公共体への忠誠心を期待することは自然的心情として困難であるという事情から見出されよう。公共への忠誠を期待できない人々にとって、法遵守の動機となるのは、法違反を犯した場合に科される処罰の恐怖のみであり、法の遵守を共同体への忠誠に依存させる共和主義的な徳はここには存在しない。恐怖の回避だけを目的として法が遵守される社会とは、カントのいう通り、「魂なき専制」であり、被治者の側では偽善やごまかしが横行する、まさに「善の萌芽を根絶やしにする」条件に事欠かないのである。公共体の目的は、何よりも完全なる法的体制の実現であり、法に対する強力な忠誠心を獲得しえない世界政府は、法的体制としての条件をまったく欠いているというべきであろう¹¹。

以上の点をまとめるとカントの構想する国際秩序観とは主権をもった諸国家が共存する社会であるということ (その意味でたしかに「国際主義である」) だが、このことは、国家を私有財産たる諸権利の集積した秩序とする、私法優位の国家思想に対する明確なアンチテーゼを形成している。国家は精神的な人格性を認められる権利主体である以上、国土が私有財産として結婚や相続で分裂したり合併する事態はありうべからざる事態である。そしてここから、旧来の「身分」を超越する、普遍的かつ公共的な存在としての Volk¹² が統治権たる主権の担い手として登場せざるをえないという構造が明らかとなる。貴族身分による支配は非「国民」的な支配である点で、公共体たる要件を満たさないし、言語や宗教の点で共通の基盤をもたない、世界政府や「帝国」は、「国

民」を超越してしまい、公共体として要求される十分な忠誠心の対象たりえないが故に、「永遠平和」を求める国際秩序の構成要素たりえない。勢力均衡の論理や秘密条約といった主権国家の行為によって国際社会の平和が損なわれていることをカントは問題視し、諸国家の利害を調整する国家連合組織を求めたのはたしかだが、このことを無限定的に広がる世界政府と取り違えてはならないし¹³、両者は区別されるべき十分な理由が存在する¹⁴。

ところでアメリカにとって1812年の米英戦争は、国家連合による平和構想とは何の関係もない。だが国家連合の一構成要素たる公共体としての「共和国」を生み出したという点で、カントの構想する国際秩序思想の枠内にあることは明らかである。war hawkたちの求めていたことは、卑近な表現をすれば国のメンツだが、これはカント的にいえば国際法秩序の下で、精神的人格としての尊厳を求めていたと言い直すことが可能なのである。また戦争に伴って生み出された数々の物語は、アメリカが nation state として忠誠の対象たりうることを子供たちに教え、公共体としての国家構成員に必要なパトリオティズム涵養のための伝統と教材を提供したのである。カナダとの国境線の確定は、アメリカの無制限な膨張を一旦は収め、アメリカがイギリスのような植民地帝国としてでなく、nation state として発展していく素地を提供した。このように初期のアメリカはある意味において、きわめて「カント的」な思考枠組みの中で自己形成を果たしてきたのである。

4. 二つのカント主義の破綻

ケーガンのいう通り、独立期のアメリカは、米英戦争という賭博的行為を別とすれば、基本的には国際条約の枠の中で自己保全を図ろうとしてきたが、二〇世紀に生じた二つの世界大戦はこうした伝統を崩していくことになった。いずれの時期もアメリカ国内には孤立主義の勢力が影響力を残していたが、そのいずれにおいてもアメリカはヨーロッパに介入することで事態の決着を図り、とりわけ第二次大戦後、西欧におけるアメリカのプレゼンスは西欧の自由やデモクラシーの存立に不可欠の条件となった。ソ連という対抗勢力が消滅した冷戦終結後、このプレゼンスは自由世界の防衛という消極的なものから、自国の国家理念を際限なく膨張させてゆく新たなマ

ニフェスト・ディスティニーのような、より攻撃的なものに変質していく。ケーガンの認識によれば、古いヨーロッパの植民地主義は、カント的な理想主義へ退行していき、逆にアメリカが力による秩序の維持という役割を引き受けるようになったのである。

むしろ現在のアメリカの形と思想は徐々に形成されてきたもので、第一次大戦後にウィルソンの要求したことは、いまだ「帝国」としてのものではなく、むしろ多民族帝国オーストリアの解体と、民族自決の推進、国家連合組織たる国際連盟の設立であり、この時点では国民国家を前提とするカント的な理想主義に依拠している。だがこの理想の実現に歩を進めたかにもえたヴェルサイユ体制は単なる失敗以上の災厄を生み出し、それは二つの意味でのカント的理想主義の破綻といえるものである。

その一つとして、ヴェルサイユ体制の基本理念であった民族自決が、旧き帝国の解体を進めることでナショナリズムの噴出をもたらしたということである。宗教と民族のモザイクである東欧地域に存在した緩やかな帝國的秩序は、多民族共存のための伝統的な知恵であったが、ウィルソンにとり、それは諸民族への抑圧体制にしか映らなかった。民族自決の理念は、国際主義的な性格をもつ君主制や貴族制を破壊するという意味で旧体制破壊の原動力となる国民主権と結びつくが、それ以上に排外的ナショナリズムの発火装置となっていく。ドイツの場合でも、帝政は三月革命期以来のナショナリズム運動の帰結でもあったが、敗戦に伴う帝政の崩壊によって国民主権の要求とナショナリズムの情念は野放しとされる。とりわけ戦勝国による過酷な賠償請求はドイツ・ナショナリズムを刺激し、ナチス誕生の道を開く。ヒトラー政権は、中・東欧地域でのドイツ人保護を名目とする領土拡張主義を進めるが、こうした好戦的ナショナリズムに対し、第一次大戦の惨禍を経験し、平和主義を信奉した英仏は力による対決を忌避し、宥和政策を採ることで、ナチスの成長を間接的に助ける結果となっている。平和主義理念に導かれた連盟もまたその解決能力の無さを露呈する。この意味でヴェルサイユ体制の崩壊、つまり第二次世界大戦の勃発は、勢力均衡に代わる、国家連合組織による平和維持構想というカント主義の破綻といえる。交渉と全会一致を重視し、制裁戦争を認めない連盟の在り方は、切迫した事態に対する有効な対処を不可能にしたのである。

そして二つ目は、共和的な国家体制こそがもっとも平和愛好的であるとのカントの想定¹⁵が完全な誤

りであったことである。普遍的体制たる共和制の担い手はカントにとって Volk たる「国民」に他ならなかった。それは身分制支配に対する普遍的正当性を内包していたが、「国民」の名による貴族主義の排斥は、国境を超える貴族ネットワークに付随するインターナショナルな意味での普遍性を排斥する排外主義に直結した。身分制を打破し、パトリオティズムに心酔する国民の共和主義的精神は、平和愛好的であるどころか、過激な好戦的ナショナリズムに転化する。諸民族を緩やかに包括していた第一次大戦前の君主制による帝国の方が支配者の側においても、支配される民族においてもナショナルな公共精神とは無縁である点で、はるかに穏健な自由を保持していたのである。

5. 普遍的帝国へ

冷戦終結後の世界はむしろ紛争の拡散を促進し、グローバリズムの進展は、内政不干渉を前提とする主権国家的枠組みでの解決困難な犯罪・テロを頻発させた。自由化の裏面としての、こうした不安定化の中で、アメリカは民主的・理想主義と、自国の安全保障を求める冷徹なリアリズムとを結合させた、民主的帝国としての姿を鮮明にしていきつつある。ところでこうした民主的帝国的理想主義を表すもっとも早い例としては、じつは日本の占領統治であったともいえよう。占領統治は日本の軍事的無力化というアメリカの国益追求と共に、民主的の植え付けという宣教師的理想主義とが結合したものだだったが、ここでの理想主義はもはやカントの想定していた国際秩序観を完全に踏み破っている理想主義である。ポツダム宣言という条約上の取り決めは、武装解除の完了と共に、一方当事国による「無条件降伏」の意味合いをもたせられ、日本は軍事・外交上の主権のみならず、内政上の決定権まで GHQ の統制下に置かれ、最終的には新憲法の制定まで強要されている。こうした振舞いは、『永遠平和論』第一章第五項にあるような「いかなる国家も他の国家の体制や統治に暴力を以て干渉すべきではない」とする国家の「人格性」承認を出発点とするカント的国際秩序¹⁶の枠組みを踏み越えた、新たな秩序観に基づいている。

こうした国際法上の問題を残しながらも、日本占領統治はアメリカにとって予想以上の収益をもたらした大成功の投資だったといえよう。日本は経済的

に復興し、経済のみならず軍事・外交の側面でも、かつての敵国からもっとも重要な同盟国に変わっている。ケーガンの論述¹⁷やブッシュの演説でもしばしば引かれるように、このときの成功体験が今日のアメリカによるイラク占領へと導く民主的帝国主義の模範となっていることは疑いない。

この意味での「帝国」主義の流れは、ケーガンのような「ホブズ主義」と、超国家的な理想主義とのねじれの産物である。前者はリアリズムに立脚する国益追求の態度だが、リアリズムに徹する限りで、国外での権力行使に「理想」は不要だし、歴史的な脈の中で政治の在り方を考える保守主義は、抽象的・普遍的価値観に対してはもともと懐疑的で、そうした価値を持ち出して国際政治の舞台に介入することは「保守」本来の立場とは相容れない。その意味でネオ・コンサバティズムとは、内政不干渉を原則とする国際協調主義の枠を破壊する普遍主義的で、民主的・理想主義を動機とする点で本来的な保守とは異なる。いわばアメリカ建国以来の独善的な理想主義と、世の中の現実に目覚めた若者の偽善的なリアリズムの結合形態と言えるだろう。理想主義の下で日本の改革を追求した GHQ 民政局は、ルーズヴェルト死去後、行き場をなくした民主党左派系の官僚たちに満たされていたことはこの構図に当てはまるし、今日のブッシュ政権においてもそのまま妥当する。ブッシュ自身はキリスト教右翼的な保守主義の流れにあるが、その政権内で軍事・外交政策を立案している新保守主義（ネオコン）のブレーンたちの多くは、かつて民主党の理想主義を支持し、転向したという経歴に鑑みれば、理想主義の無力さに失望した者が、偽善主義的なリアリズムに飛びつく構図を指摘できよう。帝国としての現代アメリカの振舞いには、むしろ石油利権等の問題も絡んでいようが、それだけで国民を戦時体制に動員することはできない。帝国化の背後には保守主義者においては宣教師的開拓精神が、またリベラル層においては、民主的の普遍化・地球化をめざす情熱がある。だがこの理想主義はカントの反対する世界政府の方向をめざすものか、それともカントも認めているような、強国の共和国が中心となる新たな国家連合の形成に進んでいるのか、現在の時点では判明しない。

6. おわりに

アメリカの帝國的な膨張は、ケーガンの言うように長期的な発展の過程にあるものなのかもしれない。しかしそうしたマクロな流れとは別に、イラク占領を日本占領に擬し、やがてデモクラシー国家として再生させるという筋書きは余りに粗雑な楽観論というべきであろう。日本占領軍としてのアメリカは、天皇訴追や官僚機構の解体を行なうことはなかった点一つを取ってみても、イラク占領軍としてのアメリカに比して、はるかに慎重で合理的である。皇室の存続は円滑な占領統治を目的とする功利主義に裏付けられたものでもあったにせよ、被占領国の政治文化に対する一定の敬意を象徴的に表明することになったし、新憲法の制定も帝国憲法の改正という形式をとることで、統治の連続性を承認し、実質はともかく日本国民の自己決定という外観を整え、占領国の政治体制への尊重を示していた。戦前からすでに議会と法治行政の体系を完成させていた日本国民にとって、軍部の解体はむしろ正常な立憲政治への回帰という側面すらも有していた¹⁸。既存の政治体制を根底から破壊しているイラクの場合、その占領統治の困難さは日本の比でないことは容易に想像できる。

このような困難の予想される占領統治をおこなうために、アメリカは何故にフセイン政権打倒の戦争に踏み切る決断をしたのだろうか。ケーガンはこれについて、森の中をうろつく熊を例に挙げて説明している¹⁹。持っている武器がナイフのみであれば、高い危険を冒して熊と戦うことは合理的ではなく、熊が森をうろついている危険は許容せざるをえない。しかし容易に熊を圧倒できるライフルをもっておれば、もはや熊がうろつく危険を許容する必要はなく、積極的に戦いを挑むことでその後の安全を容易に確保できるという。ヨーロッパがフセインという危険分子を許容するのは単に力をもたないことが理由であり、イラクを容易に圧倒しうる力をもつアメリカがイラクの危険を許容する理由はない。これが弱いヨーロッパとアメリカの溝を作っている、とケーガンはいう。この説明はブッシュ政権指導部の心理を大筋で反映するものであろうが、これには二つの疑問が投げかけられよう。一つは今日の米軍が本当にライフルで熊を退治できるほどの力をもっているかという点である。制空権を奪い、「ピンポイント」の空爆が可能であっても、陸上を完全に制圧できないまま「主権委譲」せざるをえない事実が示しているように、戦力とはハイテク技術のみに尽きるものではないだろう。ここにはローテクしかもたない敵に

対しては、武器をもたない野獣のように容易に退治できるという軽薄なまでの力に対する過信がみられる。二つ目は戦闘に勝利することと、その国の人民を支配することとは別物であるとの認識がここにはまったくみられないことである。圧倒的戦力をもつ国が占領国の統治に失敗し、撤退する例は古来数限りない。

だが戦略論やミクロな軍事技術的な事柄を論じるのは本稿の目的ではない。ケーガンが認めているようにアメリカは今日、ホップズ的な自然状態としての国際関係の中にいるのだとすれば、アメリカのイラク統治とは、ホップズのいう征服者の産物としての「獲得によるコモンウェルス」に該当しよう。「獲得によるコモンウェルス」は、被征服者が生存の保証と引換えに「主権者」に自然権を譲渡し、全面服従する（暗黙の）契約で成立する国家である。主権者は服従しない者を「敵」として滅ぼす権利をもつ。アメリカはこの敵を「テロリスト」と名付けることで戦時国際法上の義務を回避しようとするが、住民深くまで浸透している勢力をすべてテロリストとみなすならば、行き着くところはジェノサイドしかないであろう。だが今日の国際法理念はそうした古代的な残虐さを許すものでもないし、アメリカ自身の良心もそれを不可能とするだろう。その意味でカント的な国際法の理念はなお一定の拘束力をもっているし、ホップズ主義者がいうほどに世界は無秩序な状態ではない。そもそもホップズの理論を国際関係にまで敷衍できるかどうか自体が大きな問題だが、法と力はいずれが先行するのか、この法哲学上のアポリアに対して、現実の政治的決定の場に身を置くものが、いずれか一方を「理論的」に支持することの危険と軽薄さを、戦間期のヨーロッパと今日のアメリカの体験は教えてくれるように思われる。

(了)

注

- 1) 「帝国 (empire)」の語は多義的で、ネグリによれば帝国とは、主権がある上位の実体に向けて移転している「国民国家の構造とは根本的に異なる」形態と把握されている (たとえば『現代思想』31巻二号、三八頁以下参照)。またレーニンのいう「帝国主義」は国民国家の形態を維持しつつ、海外植民地を広げる侵略主義をいうこともあるが、ここでは国民国家の形式を維持しているレーニンの帝国概念と、国民国家とは異質と把握するネグリのそれとの中間的な、諸民族を包括する国家と暫定的に捉えておく。後述するように「国民国家」と「帝国」は歴史的には截然と区分できない流動的な関係にあるからである。
- 2) Robert Kagan, "Paradise and Power America and Europe in the New World Order", 2003. (邦訳『ネオコンの論理 アメリカ新保守主義の世界戦略』光文社、二〇〇三年。引用は邦訳書の頁による。
- 3) 前掲書一〇頁。
- 4) もっともビスマルク主義とビスマルクとは異質であることはビスマルクの名誉のためにも付加しておくべきだろう。プロイセン優先主義者である彼にとり、自由主義運動と結託した「ドイツ・ナショナリズム」は冷笑か、利用の対象でしかない。ビスマルクの関心は「プロイセン」の安全とアイデンティティ保持にあり、ドイツナショナリストたちによるビスマルク崇拜は、ビスマルクが利用していたにすぎないナショナリストからの片思いでしかない。この立場でのビスマルク理解をするものとしては、セバスチャン・ハフナー『プロイセンの歴史 伝説からの解放』東洋書林、二〇〇〇年。
- 5) Kant, VIII, S. 367.
- 6) Kant, *ibid.*
- 7) Kant, VIII, S. 320.
- 8) それ故に「独立して存続しているいかなる国家(その大小はここでは問題ではない)も、相続、交換、買収または贈与によって他の国家の所有にされるべきではない」(VIII, S. 344)という永遠平和論の命題が生まれる。この命題はむろん一九世紀の植民地主義を否定する意味をも含むが、直接的にはハプスブルク家が結婚政策によって領土を拡大したような、国土を私有財産とみなす所有秩序としてのヨーロッパ私法秩序、より直接的には(神聖ローマ)帝国国制に対する批判を含んでいる。精神的な人格主体たる自然人がその肉体を分割され、それが他の人格の一部になることがないように、国家また国土を単なる物件とみなす上位の私法秩序が存在することは許されない。「主権は不可分にして一体である」としたルソーの徒たることをカントはここで表明しているが、このルソーの発想そのものがホッブズに由来することはいうまでもない。
- 9) Kant, VI, 317. 『理論と実践』においても同様に、「公共体や国土を何の制限もなしに自分の好きなように利用できるように支配する権限が自分に与えられているなどとみなさないとき、そうした体制を愛国的という」とも述べている(VIII, S. 291)。
- 10) Kant, VIII, S. 367.
- 11) この指摘は通常ほとんど顧みられることがないが、今日においてもきわめて示唆に富む。リベラリズムやリバタリアニズムの想定する個人像を「負荷なき自我」とみなし、責任ある共同体構成員に具体的な「自我」とアイデンティティを付与する共同体の価値を再認識させたのはコミュニタリアニズムである。抽象的個人主義の卸元のようにみなされているカントも、より具体的な次元の議論では「抽象的個人」性を徹底させてはいない。カントの世界公民法を、世界政府の実現と理解するのは、カント自身の記述にも、その内在的論理の理解の上でも支持する余地がない。
- 12) この文脈での Volk は、国民とも民族とも訳しえよう。公共体の枠を形成する要件として、カントは自然が Völker を分離させるために言語や宗教の相違を用いている、と述べており、日本語でいう国民と民族の一致した nation state の存在を公共体の自明の前提としているからである。
- 13) ケーガン自身、こうした誤解をしている(ケーガン、前掲書、七八頁)。
- 14) カール・シュミットは、民主制の要件としての平等の概念は、万人の無差別性を意味せず、特定の人民(Volk)へ帰属することのみに依拠すると理解している。国民「内部(innen)」にのみ向けられ、無限定に広がることのない「平等」が民主制を成立させる(Carl Schmitt, *Verfassungslehre*, 8. Auflage, 1993, S. 227)。この認識は Volk をその担い手とするカントの公共体観念と軌を一にするものである。
- 15) Kant, VIII, S. 350f.
- 16) 一九一〇年発効のハーグ陸戦法規第四三条は次の如くに規定する。「国ノ権力カ事実上占領者ノ手

ニ移リタル上ハ、占領者ハ、絶対的ノ支障ナキ限、
占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ、成ルヘク公共ノ秩
序及生活ヲ回復確保スル為施シ得ヘキ一切ノ手段
ヲ尽クスヘシ」（一九一二年条約四号における訳
文）。これは従来ノ戦時国際慣習法ノ規定ヲ明文化
シタモノダガ、永遠平和条項ノ確認にもなってい
る。

17) ケーガン、前掲書、二七頁、一二九頁。

18) さらにもう一つの重要な点として、戦後のアメ
リカは、自由貿易体制を国際的に確立させること
で、日本を戦争に駆り立てた経済的条件を完全に
除去している。

19) ケーガン、前掲書、四四頁。